

令和5年12月25日  
日本下水道事業団

## 職員の処分について

### 1. 事案の概要等

被処分者は部下職員に対し、セクシャル・ハラスメントに該当する不適切な行為を行った。

### 2. 処分の内容

減給1月(本給の月額 $\frac{2}{100}$ )

### 3. 処分発令日

令和5年3月27日

### 4. 被処分者

日本下水道事業団に所属する管理職の職員

### 【理事長コメント】

日本下水道事業団職員として、このような行為は許されるものではなく、厳正な処分を実施しました。

日本下水道事業団として、この事を厳粛に受け止め、今後このようなことが起こらないよう再発防止に取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

<問い合わせ先>

日本下水道事業団経営企画部人事課

TEL03-6361-7813(直通)